

- ① タカタ株式会社第 1 回無担保社債（社債間限定同順位特約付）
(発行年月日：平成 22 年 12 月 15 日、 ISIN コード：JP345700AAC9)
- ② タカタ株式会社第 2 回無担保社債（社債間限定同順位特約付）
(発行年月日：平成 24 年 3 月 6 日、 ISIN コード：JP345700AC30)
- ③ タカタ株式会社第 3 回無担保社債（社債間限定同順位特約付）
(発行年月日：平成 26 年 3 月 27 日、 ISIN コード：JP345700AE38)

2018 年 6 月 15 日

表記の社債に関する債権者 各位

再生計画認可決定確定後の当社社債に係る再生債権の譲渡等に関するお知らせ

第 1 再生計画認可決定確定に伴う効果（債権譲渡に際し要する手続を含む）

2018 年 6 月 15 日付け「再生計画認可決定の確定に関するお知らせ」記載のとおり、同月 15 日付で、当社再生計画の認可決定が確定いたしました。

上記認可決定の確定により、再生計画の規定に基づき、当社が発行する本書冒頭記載の社債に関する再生債権（以下「本件社債」といいます。）は、認可決定確定時をもって、会社法上の社債から、民法上の指名債権となります。その結果、上記認可決定確定時以降に本件社債を譲渡する際には、民法上の指名債権譲渡の方法（民法 467 条による当社への通知）によることが必要になります¹。

そこで、再生計画認可決定確定日（2018 年 6 月 15 日）以降に本件社債を譲渡する際には、下記第 2 の証拠書類等を、下記第 3 の当社宛にご郵送くださいますよう、お願い申し上げます。

第 2 再生計画認可決定確定後における債権譲渡の際にご郵送いただく証拠書類等

1 債権譲渡通知

譲渡人から、内容証明郵便等、確定日付のある証書による債権譲渡通知を行ってください。

本件社債について再生計画に基づくすべての弁済が行われた場合、本件社債の債権者の皆様には、最後の弁済金の受領日以後、遅滞なく、株式会社証券保管振替機構に対して、当該銘柄に係る残高の抹消申請を行っていただく必要があります。詳細は、「一般債権制度に係る業務処理要領」4-30 頁の「h 一般債に係る期限の利益の喪失又は支払遅延が発生した銘柄の抹消の取扱いについて」の項目をご覧下さい（下記 URL より閲覧することができます。）。

https://www.jasdec.com/download/sb/sb_06/sb_zenbun_shoriyoryo.pdf

2 届出名義変更届出書及びその添付書類

本書面添付の別紙の様式にて、譲渡人と譲受人の連名の届出名義変更届出書を作成し、以下の書類を添付してください。

- ① 再生債権譲渡証書の写し（債権譲渡契約書等の債権譲渡証する書面²⁾）
- ② （譲受人が法人の場合）代表者の資格証明書の写し（商業登記簿謄本等）

第3 書類送付先

〒107-0061

東京都港区北青山一丁目3番1号 アールキューブ青山3階
TKJP株式会社

*郵送の際は、ご自身で必ずコピーを取って保管してください。

以上

²⁾ 譲渡人と譲受人それぞれの、譲渡日前日と譲渡日の口座残高が記載された振替口座簿記載事項証明書（277条証明書）は、再生債権譲渡証書にはなりませんのでご注意ください。

別紙

届出番号	
------	--

届出名義変更届出書

届出年月日 年 月 日

事件番号 平成29年(再)第20号

再生債務者 タカタ株式会社

上記会社の再生手続開始申立事件について、下記再生債権を譲り受けましたので、再生債権等届出名義を変更されたく届け出ます。

- 再生債権者

住所

氏名（商号）

(代表者名)

- 取得した再生債権並びにその取得の日及び原因

取得した再生債権

当該債権を取得した日

原因

添付書類

- | | |
|--|----|
| <input type="checkbox"/> 再生債権譲渡証書（写）： | 1通 |
| <input type="checkbox"/> 代表者の資格証明書（写）： | 1通 |

年 月 日

譲渡人 住所

氏名(会社名)

代表者名

印

譲受人 住所

氏名(会社名)

代表者名

印